

「令和 6 年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年）8 月 19 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
まちづくり政策局政策企画部公民・広域連携推進室（広域連携担当）
電話（011）211-2281

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

令和 6 年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務

(2) 業務内容

令和 6 年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後打ち合わせの中で変更する可能性がある。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

3 参加資格

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス業」の登録業者であること。
- (2) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて 3 年を経過しない者でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付け財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置（以下「参加停止の措置」という。）を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの団体の活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) 国又は地方自治体が発注したイベント（複数の団体が出展するフェア等であって、200 人以上の集客を目標とするもの）の開催に係る業務を実施した実績があること。
- (9) 国又は地方自治体が発注した PR 動画等の制作に係る業務を実施した実績があること。

4 申込方法

- (1) 企画提案書、参加意向申出書の提出期間
令和 6 年 8 月 19 日（月）から令和 6 年 9 月 2 日（月） 17 時 00 分まで
受付対応時間帯は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は 8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。
- (2) 質問書の受付期限
令和 6 年 8 月 26 日（月）12 時 00 分まで
- (3) 提出先
上記 1 のとおり
- (4) 提出方法
郵送又は持参とする。

5 提案説明書の交付方法

令和 6 年 8 月 19 日（月）からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開する。

6 選定方法

- (1) 一次審査（書類審査）
企画書その他提出書類を「令和 6 年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において審査する。なお、提案者が少数の場合は省略する場合がある。
- (2) 最終審査（ヒアリング）
実施委員会において、一次審査を通過した提案者（一次審査を省略した場合は全提案者）に対し、ヒアリングを実施の上、最低基準点（満点の 6 割をいう。）を超えた者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が高同点の企画提案があるときは、実施委員会の協議により、選定する。

7 その他

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

イ 本提案説明書に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員又は札幌市職員から助言、援助その他審査の公平性を疑われるような行為を受け、又は求めた者その他審査の公正性を害する行為をした者

ウ 本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者その他の提出書類に重大な瑕疵があると認められる者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、本提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

- (2) 提出できる企画書は、1 提案者につき 1 式（A4、片面印刷、10 枚以内（表紙及び目次を除く。））までとする。
- (3) 提出期限後の企画書の提出、再提出又は差替えは認めない。
- (4) 提出された企画書は返却しない。また、本企画競争の実施に必要な場合、提案者は、札幌市が企画書その他提出書類を利用（改変、複製等を含む。）することを許諾するものとする。
- (5) 企画書その他本企画競争の実施に必要な書類の作成等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) その他詳細は提案説明書による。